

平成 18 年 5 月 31 日

各 位

会社名 浜井産業株式会社  
代表者名 取締役社長 武藤 公志  
(コード番号 6131 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役経理部長 山畑 喜義  
(TEL . 03 - 3491 - 0131)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 25 日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に一部訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 訂正箇所および内容

#### 訂正前 1

##### 1. 定款変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)ならびに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 に施行されたことに伴い、所要の規定を新設するほか、現行定款について、条文の追加、削除その他の修正ならびに条数および字句等の変更を行うものであります。

株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう、変更案第 15 条を新設するものであります。

#### 訂正後 1

##### 1. 定款変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)ならびに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 に施行されたことに伴い、所要の規定を新設するほか、現行定款について、条文の追加、削除その他の修正ならびに条数および字句等の変更を行うものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう、変更案第 15 条を新設するものであります。

2. 定数変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除く<u>ほか</u>、出席株主の議決権の過半数によ<u>ってこれを決める。</u></p> <p><u>商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを<u>行う。</u></u></p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め<u>がある場合を除き</u>、出席した株主の議決権の過半数を<u>もって行う。</u></p> <p>— <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>

変更後 2

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除く<u>ほか</u>、出席株主の議決権の過半数によ<u>ってこれを決める。</u></p> <p><u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを<u>行う。</u></u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、<u>株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することが<u>できる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>— <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

(注) 訂正を必要とする条文のみを抜粋して記載しております。また、記載中の網掛け部分(■)が訂正箇所であります。

以 上